

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26850138

研究課題名(和文)水田農業の担い手の経営展開と直接支払 - 地域別・組織形態別接近 -

研究課題名(英文)Development of Principal Farmers in Paddy Agriculture and Direct Payments:
Approaching by Differences of Regions and Organizational Types

研究代表者

西川 邦夫(Nishikawa, Kunio)

茨城大学・農学部・准教授

研究者番号：00726820

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究によって得られた成果は以下の通りである。日本の直接支払政策の一般的な機能として、農業者の作付選択に対する強い誘導が認められた。集落営農組織においては、構造変動の地域性を反映した組織の目的に応じた資金の使途が見られた。個別経営については、収益性向上のために単価の高い作物の作付(特に新規需要米)を選択する傾向が見られたが、使途の特徴及び地域的な違いは確認できなかった。以上を生産要素価格との関係で整理すると、日本では欧米の様に直接支払が地代を引き上げる効果は認められない。一方で、集落営農組織を中心に雇用機会の確保に充てられていることから、賃金の引き上げ効果があると解釈できる。

研究成果の概要(英文)：I revealed the following findings. First, I acknowledged that, as a general function, direct payments in Japan strongly promoted farmers convert crops. Second, direct payments were used corresponding to aims of community farming entities reflected by localities of the structural change. Third, individual farmers tended to convert to crops which had the high unit price (especially new demanded rice) to improve their profitability. However, I did not find out the feature of usage and its differences between regions. Fourth, related to prices of production factors, I did not acknowledge a effect of raising the level of rent like Western countries. Conversely, I interpreted that direct payments in Japan have a effect of raising the level of wage.

研究分野：農政学

キーワード：直接支払政策 水田農業の担い手 地域性 組織形態

1. 研究開始当初の背景

(1) 2007年の経営所得等安定政策、2010年の戸別所得補償制度の導入を通じて、直接支払政策は日本の水田農業において不可欠な構成要素として定着した。研究の焦点は、価格支持政策から直接支払政策への転換過程においてどのような影響が生じているかではなく^(注1)、既に導入されている直接支払政策が、実在する担い手経営においてどのような機能を果たしているのか、という点に移行しつつあった。

(注1) その点に注目した研究成果が、西川(2015)である。

(2) 政策としての直接支払政策の枠組は、①支持価格引き下げに対する損失補償(Compensation)、②生産からの切り離し(Decoupling)、③政策対象の限定(Targeting)、の3点にまとめることができる。後述する様に、内外の先行研究では②に関連させて、直接支払が地代を中心とした生産要素価格に与える影響を検証してきた。日本でも直接支払政策が定着する中で、先行研究に従い②の機能の検証に焦点を当てるべきか、もしくは日本の実態に即して枠組みを拡大して議論すべきか、研究方法上の大きな課題が存在した。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、直接支払政策が水田農業の担い手の経営展開においてどのような機能を果たしているのか、主にフィールドワークに基づいて明らかにすることである。

(2) 内外の先行研究では、直接支払が地代を中心とした生産要素価格に与える影響に注目して、実証的な研究が積み重ねられてきたと言える(Jongeneel and Brand (2011): 199-201、松田(2004): 138-153、安藤(2010): 37-39)。しかしながら、本研究では議論を生産要素価格への影響に限定しない。研究代表者のそれまでの研究成果からは、追加的な雇用労働力の導入に使われたり(西川(2012))、集落営農組織の主たる従事者の複合部門の整理・廃止に利用されたりと(西川(2013b)→後に西川(2014c))、担い手経営体が直面する多様な経営的・地域的条件によって直接支払が果たす機能が異なることが示唆されていたからである。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、フィールドワークを中心として地域別・組織形態別に課題に接近することとした。地域としてはそれぞれが特徴的な構造変動を遂げている、山形県鶴岡市、茨城県筑西市、広島県世羅町を取り上げた。組織形態としては、組織構造が全く異なる個別経営、集落営農組織を取り上げた。

(2) 平場水田地帯に位置する山形県鶴岡市では、個別経営を地域農業の主要な担い手としつつ、2007年以前においては構造変動の進展が遅れていた。同じく平場水田地帯に位置する茨城県筑西市では構造変動の進展が速く、また個別経営を中心とした動きが見られた。これらの地域では、「枝番方式」と呼ばれる実質的に個別経営の集合体に過ぎない集落営農組織の設立が多く見られた。研究代表者のそれまでの研究・調査からは、筑西市では集落営農組織内の農地を集積する主たる従事者が、水田作に専念するために複合部門を整理・廃止する資金として直接支払が機能していた(西川(2013b)→後に西川(2014c))。また個別経営については、雇用労働力の追加的導入に利用されていることを明らかにしていた(西川(2012))。一方で鶴岡市においては、集落営農組織内の中規模農家が営農を継続することに、直接支払が寄与していることを明らかにしつつあった。

(3) 広島県世羅町は、中山間水田地帯ということもあって農地の受け手不足から耕作放棄地化が懸念される地域である。そのため、2007年以前から集落営農組織の設立が進められてきた。研究代表者のそれまでの研究・調査からは、世羅町の集落営農組織では直接支払を若年専従者の雇用・育成や機械・施設投資のための積立に使っていたことが明らかになりつつあった。それは、この地域が抱える最大の課題が若年者の定住による地域社会の維持にあるからであり、また農業部門以外への経営多角化(加工部門への進出、地域資源管理の取り込み)による雇用機会の確保にあるからである。なお、個別経営については研究・調査は未着手であった。

(4) 2017年度より、本研究は研究組織を拡大し、基盤研究(C)「直接支払政策再編下の水田農業構造変動に関する研究—日米稲作比較の支店から—」に発展的に継承された。本研究が前提としていた政策環境が大きく変化したため、研究課題の組換が必要になったためである。具体的には、①戸別所得補償制度の削減・廃止と、飼料用米を中心とした新規需要米への作付に対する交付金の拡張、②環太平洋経済連携(TPP)協定の大筋合意による日本の米市場の追加的開放(の可能性)、③アメリカにおける面積当りの直接固定支払の廃止(2014年農業法)、である。

(5) 2017年度以降の研究は、国内における政策環境の変化と、市場開放を見据えた国際比較の視点を組み込むことになった。第1に、支持水準の低下と新規需要米への作付誘導という直接支払政策の再編が、日本の水田農業の構造変動にどのような影響を与えるかということである。第2に、日米ともに政策的枠組みが変わる中で、双方の稲作の競争力がどのように変化するかということである。

フィールドワークの対象をアメリカ・カリフォルニア州にも広げるとともに、研究分担者を1名、連携研究者を2名追加し、研究組織を拡充した。

4. 研究成果

(1) 本研究によって得られた成果は以下の通りである。①日本の直接支払政策の一般的な機能として、農業者の作付選択に対する強い誘導が認められた。②集落営農組織においては、組織の目的に応じた資金の使途が見られた。地域の持続可能性確保を目的とした組織では若手従事者の確保に(中国地方)、「枝番組織」では構成員の営農展開に貢献していた(東北・関東地方)。③上記の違ひは、構造変動の地域性に対応したものであった。④個別経営については、収益性向上のために単価の高い作物の作付(特に新規需要米)を選択する傾向が見られたが、使途の特徴及び地域的な違ひは確認できなかった。⑤以上を生産要素価格との関係で整理すると、日本では欧米の様に直接支払が地代を引き上げる効果は認められない。一方で、集落営農組織を中心に雇用機会の確保に充てられていることから、賃金の引き上げ効果があると解釈できる。これは、日本の水田農業においては労働力がより希少な資源となっていることに対応していると考えられる。

(2) 農業者に対する特定の作付選択への誘導は、特に飼料用米を中心とした新規需要米に対する交付金で強く認められた。鶴岡市においては、それまでの枝豆転作を通じた産地形成が、2010年代以降は枝豆の収益性低下と新規需要米(備蓄米を含む)の収益性上昇によって阻害されるようになった(図を参照、また西川(2016))。筑西市においては、米価の下落と飼料用米の収益性上昇によって、作付を飼料用米に劇的に転換する担い手経営が多く見られた。同様の動きは、同じ茨城県内の行方市でも確認できた(西川他(2018))。

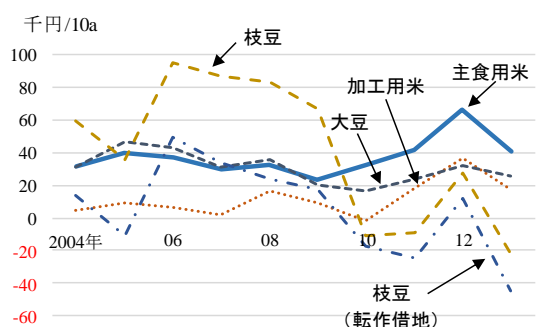


図 作物別 10a 当り所得の推移 (鶴岡市)

資料：西川(2016)、pp. 38、図 2-3、より引用。

(3) 集落営農組織において直接支払政策が果たしている機能は、地域によって異なつた。これは、組織の目的が構造変動の地域性を反映するからである。中国地方は大規模個別経営による農地集積よりも農地潰廃に流れる

構造変動の動きが強いので、集落営農組織には地域農業の維持が期待されている。世羅町においては、直接支払政策によって形成された資金が、加工部門への進出等の経営多角化を通じた若年者の雇用機会の確保に重点的に投資されていた(西川・佐藤(2015)、西川他(2016))。同様の動きは、同じく中国地方に位置する島根県江津市の事例でも確認できた(西川(2017))。一方で東北・関東地方では、大規模個別経営が農地を集積する方向での構造変動が優勢とされている(注2)。そのため、それらの地方における集落営農組織は「枝番組織」と呼ばれる、構成員の自由な経営展開を尊重した形態となる。鶴岡市においては、直接支払政策は地域農業の主要な担い手である中規模層を維持する機能を果たしていた(西川(2014b)、西川(2016))。筑西市においては、組織内の主たる従事者が複合部門を整理・廃止する呼び水として機能した(西川(2014c))。

(注 2) 構造変動の地域性と集落営農組織の展開については、西川(2013a)を参照。

(4) 集落営農組織と比べて個別経営の方が急速に作付を転換する傾向が見られたが、それは経営の意思決定がより容易であることを反映していると考えられる。使途について、地域性等による違ひは確認できなかった。

(5) 国際比較研究への橋渡しとして、2014年アメリカ農業法をめぐる農業利益団体の戦略と日本農業への示唆を検討した(西川・大仲(2017))。また本研究から派生した成果として、茨城県における農業者支援体制の実態の解明が挙げられる。農協の米買取直販への取り組みが構造変動の進展を反映すること(吉田・西川(2017))、農地中間管理事業の推進について自治体と農協で温度差があること(吉田・西川(2018))が確認できた。

<引用文献>

- ①安藤光義(2010) JAは農地制度改正にどう対応するか、農業と経済、76(8)、pp. 36-45.
- ②西川邦夫(2013a) 組織経営体の展開と地域農業の構造変動—都府県水田農業を対象に—、安藤光義(編著)日本農業の構造変動—2010年農業センサス分析—、農林統計協会、pp. 101-140.
- ③西川邦夫(2013b) 「政策対応的」集落営農のその後—茨城県筑西市田谷川地区の事例より—、平成25年度日本農業経営学会研究大会報告要旨、pp. 102-103.
- ④西川邦夫(2012) 現局面における雇用型水田作経営の存立構造—地域滞留的労働力を雇用する経営の事例から—、農業経営研究、50(1)、pp. 64-69.
- ⑤松田裕子(2004) EU農政の直接支払制度—構造と機能—、農林統計協会.
- ⑥Jongeneel, R. Brand, H. (2011) Direct

income support and cross-compliance. In Oskam, A. Meester, G. Silvis, H. (eds.) *EU Policy for Agriculture, Food and Rural Areas*. Wageningen Academic Publishers, pp.197-212.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 16 件)

- ①吉田健人、西川邦夫 (2018) 茨城県における農地中間管理事業の展開とその要因—農協系統組織との関係と農地流動化の連続性に注目して—、農業経済研究、査読有、89(4)、pp. 329-334.
- ②西川邦夫 (2017) 集落営農組織における労務管理と派遣労働者の導入—島根県0 営農組合の事例より—、農業経営研究、査読有、55(3)、pp. 35-40.
- ③西川邦夫、大仲克俊 (2017) アメリカ 2014 年農業法に対する農業利益団体の態度と背景、農業問題研究、査読有、49(1)、pp. 24-33.
- ④吉田健人、西川邦夫 (2017) 茨城県における米の単協直販の要因分析—JA 茨城みなみと JA 北つくばの比較より—、農業経済研究、査読有、88(4)、pp. 383-389.
- ⑤西川邦夫、佐藤奨平 (2015) 集落営農組織の展開における農産加工の意義と限界—広島県世羅町(農) さわやか田打の事例より—、日本地域政策研究、査読有、15、pp. 54-62.
- ⑥西川邦夫 (2014a) 民主党政権下の水田農業構造変動—茨城県筑西市田谷川地区からの接近—、2014 年度日本農業経済学会論文集、査読有、pp. 13-18.
- ⑦西川邦夫 (2014b) 中規模層維持地域における集落営農組織の役割—山形県鶴岡市の事例より—、農村研究、査読有、119、pp. 1-11.
- ⑧西川邦夫 (2014c) 「政策対応的」集落営農のその後—茨城県筑西市田谷川地区の事例より—、農業経営研究、査読有、52(1-2)、pp. 31-36.
DOI: 10.11300/fmsj.52.1-2_31

[学会発表] (計 11 件)

- ①西川邦夫、民主党州政下のカリフォルニア稲作—農業者の憂鬱と共和党支持の基礎—、農業問題研究学会、2018.
- ②西川邦夫、庄内水田農業の現段階—構造変動の歴史的パターンは変わるのか?—、東北農業経済学会、2017.
- ③吉田健人、西川邦夫、茨城県における農地中間管理事業の展開とその要因—農協系統組織との関係に注目して—、日本農業経済学会、2017.
- ④西川邦夫、大仲克俊、2014 年アメリカ農業法に対する農業利益団体の態度と背景—

日本農業への影響を念頭に—、農業問題研究学会、2016.

- ⑤西川邦夫、集落営農組織における派遣労働者導入の効果—島根県0 営農組合の事例より—、日本農業経営学会、2016.
- ⑥西川邦夫、庄内地方における枝豆経営の存立構造—鶴岡市を事例として—、東北農業経済学会、2016.
- ⑦吉田健人、西川邦夫、茨城県における単協直販の要因分析—JA 茨城みなみと JA 北つくばの比較より—、日本農業経済学会、2016.
- ⑧西川邦夫、戦間期における煙草消費の変容と煙草専売の運営—生産力と消費の階層性に注目して—、日本農業経済学会、2016.
- ⑨佐藤奨平、西川邦夫、集落営農法人における農産加工・販路開拓の意義と課題—広島県世羅町(農) さわやか田打の事例より—、日本農村生活学会、2014.

[図書] (計 4 件)

- ①西川邦夫 他(安藤光義編著) (2018) 縮小再編過程の日本農業—2015 年農業センサスと実態分析—、農政調査委員会、262.
- ②西川邦夫 他(高崎経済大学地域科学研究所編) (2016) 自由貿易下における農業・農村の再生—小さき人々による挑戦—、日本経済評論社、384.
- ③西川邦夫 (2016) 庄内農業の構造変動の特質—現代的条件と歴史的条件から—、農政調査委員会、98.
- ④西川邦夫 (2015) 「政策転換」と水田農業の担い手—茨城県筑西市田谷川地区からの接近—、農林統計出版、181.

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

<https://nishikawakunio920.jimdo.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西川 邦夫 (NISHIKAWA, Kunio)
茨城大学・農学部・准教授
研究者番号: 00726820

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし